

徒然草烏丸本系統平井聖博士蔵本の第一類的性格

齋藤 彰

序

『徒然草』烏丸本系統は、第一類桃園文庫本・嵯峨本・野槌〈初刻・十卷本〉、第二類烏丸本（慶長十八年（一六二二））烏丸光廣奥書刊本（古活字版）・日本大学文理学部図書館蔵近衛信尹本^{（註1）}・野槌〈再刻・十四卷本〉、第三類田中忠三郎蔵本^{（註2）}の三類に分かれる。第一類本は正徹本系統の蓬左文庫本と幽齋本系統第一類や第三類に近似する本文の性格を持ち、第二類と第三類は幽齋本系統第二類との近似性が濃い^{（註3）}。第三類には劣化性を認める。第一類に嵯峨本を再刻した十行古活字本、嵯峨本を写した東京大学文学部国文学研究室蔵烏丸光広筆本（国文学 中世 四一・五一）^{（註4）}がある。本稿では、平井聖博士蔵本について、第一類嵯峨本及び第二類烏丸本や第三類田中忠三郎蔵本との本文異同を分析して、その同質性や異質性を確認し、第一類嵯峨本を主とする第一類的性格を分析したい。なお、嵯峨本・烏丸本・田中本の書誌・本文についての解題・分析は、註2の論文を参照する。

平井聖博士蔵本の書誌解題は、次のごとくである。

金茶地木瓜紋特装帙入り。金砂子中央題簽（縦一一・八糎、横二・七糎）無記。縦一六・五糎、横一六・五糎。列帖装柙形二冊。表紙は斜線に桜花

紋の金欄緞子原表紙。表紙左上の霞と草の下絵入り金紙原題簽（縦九・八糎、横二・七糎）に「つれく草上（下）」とある。内題なし。上下巻見返し布目金紙。遊紙は上下巻ともに前一丁、後三丁。上巻前遊紙に藍地卍繋ぎ模様。本文料紙は斐紙。布目が混ざる。上巻本文料紙に金砂子、金泥下絵に笹・竹、萩・薄、水流・水草、松林、稲穂があり、模様は藍地卍繋ぎ、藍地亀甲繋ぎ、薄墨霰繋ぎ、薄墨稲妻繋ぎがある。下巻本文料紙に金砂子、金泥下絵に蓮葉、霞、竹、蝶、棕櫚、萩があり、模様は藍地蜀江紋、藍地石畳模様がある。墨付上巻九四丁、下巻七九丁。総計墨付一七三丁。一面十行。一行一七字ないし一九字詰め。章段区分は、改行。ただし、継続、前段行末もある。無奥書。烏丸本系統。江戸初期写。平井本・平井と略称する。

一 平井本の章段区分

平井本が前段に継続する章段は、第一段・第二三三段の計二章段である。ただし、前行が末尾まで詰めてあり、改段が不明確な章段は、第二段・第二六段・第五一段・第五六段・第五七段・第六四段・第六七段・第七一段・第一〇二段・第一〇八段・第一二五段・第一二六段・第一四五段・第一四

六段・第一四九段・第一五〇段・第一七二段・第一七九段・第一八〇段・第一九五段・第一九六段・第一九七段・第一九八段・第一九九段・第二〇四段・第二〇五段・第二〇八段・第二一四段・第二一八段・第二二三段・第二二四段・第二二八段・第二三二段・第二三九段・第二四〇段の計三十五章段がある。

平井本が章段を細分する例は、第八〇段「人ことに我身にうとき事を」の「法師のみにあらず」、第一七五段「世には心えぬ事の」「かくうとましと」の計二章段である。なお、第一段「いてや此世に」の「みかとの御位は」・「法師はかり」・「めてたしとみる人の」は前行が末尾まで詰めてあり、細分が不明確である。

以上、平井本の章段の継続は烏丸本（四例）・嵯峨本・田中本（三例）よりも少なく（二例）、前行が末尾まで詰めてあるために改段が不明確な例は嵯峨本（一一例）よりも多い（三五例）。章段の細分化は田中本に多く（五例）、烏丸本（三例）に次ぐ平井本は嵯峨本（二例）と一致する。

二 嵯峨本と平井本の共通本文に対立する烏丸本と田中本の共通本文

第一に、嵯峨本と平井本の共通本文に対立する烏丸本と田中本の共通本文三九例の内、異文六例を列挙する。「 」内は嵯峨本・平井本、「 」内は烏丸本・田中本。傍線は異同箇所を示す。以下、同）

第一〇段「きよらかならねと」「きらゝか」、第三八段「知恵ひいてゝは」「出て」、第一一五段「かくのたまふはたそ」「誰（たれ）」、第一五〇段「天性天骨なけれとも」「其」、第一五九段「になむすひといふは」「み」、第一六七段

「みたらすしてつひに」（平井つるに）「満ずして終に」

第一〇段嵯峨本・平井本「きよらか」（正徹本系統正徹・龍谷・中田、幽齋第一類桂宮・幽齋第二類永青・幽齋第三類）と烏丸本・田中本「きらゝか」（正徹本系統陽明・蓬左、幽齋第一類）の異同は、正徹本系統・幽齋本系統に既にある。ともに華美の意である。常縁本系統は「きららかならねは」である。第三八段嵯峨本・平井本「ひいてゝは」（秀でては）（幽齋第一類御所・幽齋第二類・第三類静嘉）と烏丸本・田中本「出て」（正徹本系統、幽齋第三類、烏丸第一類桃園）の異同は、古態の後者が本来の本文であろう。常縁本系統は「はいてゝ」、幽齋本系統第一類は「いてゝ」、幽齋本系統第三類日は「は透て」である。^{（註5）}第一一五段嵯峨本・平井本「かくのたまふはたそ」（正徹本系統蓬左、常縁本系統、幽齋本系統（第三類河野・大妻を除く）、烏丸第一類）は、正徹本系統蓬左本以降烏丸本系統第一類に至る本文である。「誰」（正徹本系統正徹本・龍谷、幽齋第三類河野・大妻、烏丸第二類烏丸・近衛）は、古態性を示す正徹本系統正徹本・龍谷本以降幽齋本系統第三類河野本・大妻本と烏丸第二類烏丸本・近衛本の本文である。他に、「たれ」（田中）・「誰そ」（正徹本系統陽明）、「たれそ」（中田）がある。第一五〇段嵯峨本・平井本「天骨」と烏丸本・田中本「其骨」の異同は後者が正徹本系統、常縁本系統、幽齋本系統の古写本群である。「其」と「天」の草書体は類似し、両者ともに用例があり、文意が通る。^{（註6）}第一五九段嵯峨本・平井本「にな」と烏丸本・田中本「みな」の異同は古写本群は前者で、桃園文庫本も前者^{（註7）}である。第一六七段嵯峨本・平井本「みたらすしてつひに」（常縁本系統、幽齋第一類臼杵・桂宮、烏丸第一類桃園）は、「紊らずして」の意。「こころさしつねにみたらすして、終に物にほこる事なし」（嵯峨）の文脈をみる

と、「志(目標に向かう気持ち)がいつも失われることなく、最後まで何かにつけて自慢するということがない。」の意である。烏丸本・田中本「満すして終に」は、「志常に満ずして、終に物に伐る事なし」(烏丸)の文脈をみると、「志がいつも満たされないで、最後まで何かにつけて自慢するということがない。」の意である。『壽命院抄』^(註8)以来、『礼記』曲禮「志不可_レ満。樂不可_レ極。」^(註9)を典拠とする。「不可」は、禁止(してはならない)・不適當(すべきではない)の意である。烏丸本・田中本の「満ずして」の否定「ず」は、『礼記』を變容した烏丸本第二類、第三類の校訂本文である。「つひに」がなく、「みたらすして」のみの本文は、正徹本系統、幽齋本系統第一類東大・松井・御所・太宰、第二類永青、第三類天理・河野・大妻・梶井・静嘉・雲母である。常縁本系統以降烏丸本系統第一類に至る「みたらすしてつひに」とともに古態性を示す。

第二に、嵯峨本・平井本の平仮名に對立する烏丸本・田中本の漢字表記一三例を列挙する。

第五四段「ねんころに」(念比)、第五九段「すみやかに」(速)、第一一五段「ともにしに、けり」(共)、第一二八段「夫婦をとまなひ」(友)、第一三四段「いはんや」(況)、第一三七段「ひつき」(棺)、第一四二段「人つねの産なき時は」(恒)、第一四二段「衣食よのつねなるうへに」(尋常)、第一七〇段「身もくたひれ」(草臥)、第一七二段「いくさを」(師)、第一七五段「たちまちに」(忽)、第一九五段「ねんころに」(念比) 第三三四段「おほつかながらぬ」(覺束)

第五四段嵯峨本・平井本「ねんころ」(正徹本系統正徹・蓬左、常縁本系統常縁・菊亭・岸上、幽齋第一類東大・松井・御所・太宰・幽齋第二類・幽齋第三類

天理・河野・大妻・静嘉・雲母、烏丸第一類桃園)は、古態性を示し、烏丸本系統第一類桃園文庫本を承けている。烏丸本「念比」(正徹本系統陽明、幽齋第三類吉田・烏丸第三類田中)は、「ねん比」(正徹本系統龍谷・中田、常縁本系統卜部、幽齋第一類臼杵・桂宮・幽齋第三類日大)とともに正徹本系統以降の本文である。第一四二段嵯峨本・平井本「人つねの産なき時は」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋第一類松井・御所・太宰・第三類天理・静嘉・雲母・烏丸第一類桃園)は、正徹本系統以降烏丸本系統第一類桃園文庫本に至る本文である。「常」(正徹本系統監表紙、幽齋第一類臼杵・桂宮・東大・第二類永青・第三類吉田・河野・大妻・日大・梶井)は幽齋本系統に多い。「人つねの産なき時は常の心なし。」は、『壽命院抄』^(註10)以来、『孟子』勝文公章句上「無_レ恒産者無_レ恒心。」^(註11)を典拠とする。烏丸本・田中本「人恒の産なきときは」は、典拠に基づく校訂本文である。第七一段嵯峨本・平井本「いくさを」(正徹本系統、常縁本系統菊亭、幽齋第一類御所・第二類永青・第三類河野・大妻、烏丸第一類桃園)は、正徹本系統以降の本文である。「軍」(常縁本系統常縁・岸上、幽齋第一類桂宮・松井・太宰・第三類吉田・天理)・「軍(振り仮名「イクサ」)」(幽齋第一類臼杵・東大)・「軍(振り仮名「いくさ」)」(幽齋第三類静嘉)は、常縁本系統・幽齋本系統の本文である。他に、幽齋本系統第三類に「戦」(幽齋第三類日大・梶井・雲母)がある。「禹のゆきて三苗を征せしも、いくさをかへして徳をしくにはしかさりき。」の文章は、『壽命院抄』^(註12)以来、『尚書』(書経)の古名「大禹謨」班師(中略)敷_二文徳_一」^(註13)を典拠とする。烏丸本・田中本「師を班(かへ)して徳を敷」は、典拠に基づく校訂本文である。

第三に、嵯峨本・平井本に共通する漢字表記に對して烏丸本と田中本に共通する平仮名表記三例を列挙する。

第一一二段「切に歎く事も」(なげ・なげ)、第一五七段「攤」(だ)・第三一段「紺の布四五段にて」(たん)

第一一二段嵯峨本・平井本「切に歎く事も」(正徹本系統陽明・蓬左、幽齋第一白杵・桂宮・幽齋第三類吉田・天理・日大)は、正徹本系統陽明・蓬左本以降幽齋本系統第三類に至る本文である。烏丸本「なげく」・田中本「なげく」は、「歎く」を除く諸本の本文である。第一五七段嵯峨本・平井本「攤」(正徹本系統、幽齋第一類御所・第二類永青、烏丸第一類桃園)は、古態性を示し、烏丸本系統第一類桃園文庫本を承けている。「だ」は、「攤」の平仮名表記である。ほかに、「双六」(すぐろく・すぐろくを含む)(常縁本系統、幽齋第一類白杵・桂宮・東大・松井・太宰・第三類)がある。第二二一段嵯峨本・平井本「紺の布四五段」(正徹本系統、幽齋第一類御所・幽齋第二類・幽齋第三類河野・大妻、烏丸第一類桃園)は、正徹本系統以降桃園文庫本に至る本文である。烏丸本・田中本「たん」は、常縁本系統に一致する。幽齋本系統第一類・第三類は「端」である。

第四に、嵯峨本・平井本に共通する漢字表記に対して烏丸本と田中本に共通する漢字表記の異同一例を示す。

第一七二段「玉をはしらしむるに似たり」(珠)

第一七二段嵯峨本・平井本「玉をはしらしむるに似たり」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋本系統、烏丸第一類)は、烏丸本系統第一類までの本文であり、「珠」(烏丸第二類烏丸・近衛・烏丸第三類田中)は、烏丸本系統第二類以降の本文である。他に、「たま」(常縁本系統菊亭・岸上、幽齋第三類雲母)がある。

第五に、嵯峨本・平井本の脱字に対する烏丸本と田中本に共通してある語句の異同三例を列挙する。

第六〇段「萬自由に「し」て、第一五〇段「かく」いふ人」、第一七七段「よいや(は)なかりける」

第六〇段嵯峨本・平井本「萬自由にて」(正徹本系統蓬左、幽齋本系統、烏丸第一類桃園)は、烏丸本・田中本「萬自由にして」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋第一類御所・幽齋第三類静嘉・雲母、烏丸第二類烏丸・近衛・烏丸第三類田中)の「し」を脱字した正徹本系統蓬左文庫本以降の本文である。桃園文庫本を承けている。^(註14)第一七七段嵯峨本「よいやなかりける」(正徹本系統藍表紙、幽齋第一類御所・第三類吉田・天理・宝玲、烏丸第一類嵯峨)は、平井本・烏丸本・田中本「よいやはなかりける」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋本系統、烏丸第一類桃園・第二類烏丸・近衛・第三類田中)の「は」を脱字し、反語を疑問に変える。反語が正しい。

第六に、烏丸本と田中本の共通本文に対する嵯峨本・平井本の増字七例を列挙する。

第三〇段「つゆ忘らるゝにはあらねと」(ナシ)、第一三七段「あらそひはしりてのほりて」(ナシ)、第一三八段「四季の物語」(ナシ)、第一六一段「おほやうはたかはす」(ナシ)、第一六六段「を(お)こなふ事いとなみまつこと」(ナシ)、第一八一一段「鳥羽院おさなくておはしまして」(ナシ)、第一八八段「ことくになす事なくして」(ナシ)

第三〇段嵯峨本・平井本「つゆ忘らるゝにはあらねと」(正徹本系統蓬左、烏丸第一類桃園)は、烏丸本・田中本「つゆ忘らるゝにはあらねと」(正徹本

系統、常縁本系統、幽齋本系統、烏丸第二類・烏丸第三類田中)に「ら」を増字した正徹本系統蓬左文庫本の本文である桃園文庫本を承けている。第一六六段嵯峨本・平井本「をこなふ事いとなみまつこと」は、烏丸本・田中本「いとなみまつ事」(正徹本系統、幽齋第二類・幽齋第三類河野・大妻・静嘉・雲母、烏丸第二類烏丸・近衛・烏丸第三類田中)に共通する烏丸本系統第一類桃園文庫本と「を(お)こなふ事」(幽齋第一類・幽齋第三類吉田)を取り合わせた独自異文であると思われる。菊亭本を除く常縁本系統、幽齋本系統第三類日大本は「まつ事」である。第一八一段嵯峨本・平井本「烏羽院おさなくておはしまして」(烏丸第一類桃園)は、諸本にはない「て」を増字した誤写の烏丸本系統第一類桃園文庫本を承けている。

第七に、嵯峨本・平井本に対して烏丸本と田中本に共通する脱字二例を列挙する。

第一四一段「この一言葉の後」〔ナシ〕、第一四二段「よき一ことは」〔ナシ〕

第一四一段烏丸本・田中本「この一言の後」(烏丸第二類烏丸・近衛)は、「一こと葉」(正徹本系統正徹・蓬左、常縁本系統常縁・菊亭、幽齋第一類太宰・幽齋第三類吉田・河野・天理・静嘉・雲母)。「一ことは」(正徹本系統陽明・中田、常縁本系統下部・岸上、幽齋第一類・幽齋第二類・幽齋第三類大妻、烏丸第一類平井)。「一言葉」(幽齋第一類御所、烏丸第一類桃園・嵯峨)。「一言は」(幽齋第三類日大)の「葉」もしくは「は」を脱字した誤写である。第一四二段烏丸本・田中本「よき一言」(烏丸第三類田中)は、「よきひとことは」(正徹本系統正徹、幽齋第三類雲母)。「よき一ことは」(正徹本系統陽明・中田、幽齋第一類御所、烏丸第一類桃園・嵯峨・平井)。「よき一こと葉」(正徹本系統蓬左、幽齋第三類河野・大妻)。「よき一言葉」(幽齋第二類)の「葉」もしくは

は「は」を脱字した誤写である。常縁本系統常縁本と下部本は「よきことは」常縁本系統菊亭本・岸上本、幽齋本系統第一類・幽齋本系統第三類日大本・静嘉堂文庫本は「よき事は」である。

第八に、嵯峨本・平井本の音便化に対する烏丸本と田中本の共通本文二例を列挙する。

第一九段「霜いとしろう」〔しろふ〕、第一三一段「力をもつて」〔もて〕

嵯峨本・平井本のウ音便・促音便を認める。

第九に、嵯峨本・平井本に対して烏丸本と田中本に共通する音訓の異同二例を挙げる。

第七〇段「牧馬を弾給けるに」〔弾じ〕、第二七段「所願をなさゝれとも」〔成ぜされ〕

「ひき」(正徹本系統正徹・龍谷・中田、常縁本系統、幽齋第一類東大・松井・太宰・幽齋第三類静嘉・雲母)が本来の本文であり、「弾」(振り仮名「ひき」)(正徹本系統蓬左)。「弾」(振り仮名「ヒキ」)(幽齋第一類曰杵・幽齋第三類天理)。「弾」(幽齋第一類桂宮・烏丸第一類嵯峨・平井)は訓読である。正徹本系統陽明文庫本は「ひき」を見せ消ちして「弾し」の音読に訂正する。音読の「弾し」は、幽齋本系統第一類御所本・幽齋本系統第二類・幽齋本系統第三類日大本・烏丸本系統第一類桃園文庫本・烏丸本系統第二類近衛本である。烏丸本系統第二類烏丸本第三類田中本は「弾じ」で、濁点がある。第二二七段嵯峨本・平井本「なさゝれとも」(常縁本系統菊亭・岸上、幽齋第一類曰杵・桂宮・東大・松井・御所・太宰・第三類吉田・静嘉、烏丸第一類桃園・第二類近衛)は、常縁本系統以降烏丸本系統第二類近衛本に至る本文であ

る。嵯峨本は烏丸第一類桃園文庫本を承けている。烏丸本・田中本「成せされとも」(正徹本系統、常縁本系統常縁・幽齋第一類永青・第三類河野・日大・梶井・雲母)は、古態性を示す。「なせされとも」(常縁本系統下部、幽齋第三類大妻)は、「成せされとも」を訓読する。「成されとも」(藍表紙)は、「せ」を脱字するか。

以上、嵯峨本・平井本の本文に対立する烏丸本と田中本の共通本文について、①異文六例、②嵯峨本・平井本の平仮名と烏丸本・近衛本の漢字表記の異同一三例、③嵯峨本・平井本の漢字と烏丸本・田中本の平仮名の異同三例、④嵯峨本・平井本の漢字と烏丸本・田中本の漢字表記の異同一例、⑤烏丸本・田中本にある語句を脱字する嵯峨本・平井本の異同三例、⑥烏丸本・田中本に増字する嵯峨本・平井本の異同七例、⑦嵯峨本・平井本に脱字する烏丸本・田中本の異同二例、⑧烏丸本・田中本に対する嵯峨本・平井本の音便化二例、⑨嵯峨本・平井本の訓読に対する烏丸本・田中本に共通する音読の異同二例、計九種三九例を分析した。①異文・②平仮名と漢字表記の異同において『寿命院抄』が指摘した典拠に基づく烏丸本の校訂本文を認めた。烏丸本系統第一類(桃園文庫本・嵯峨本)と烏丸本系統第二類(烏丸本・近衛本)・第三類(田中本)を分類する基準となる性格である。即ち、烏丸本系統の第一類嵯峨本と平井本の近似性を示す共通本文である。

三 嵯峨本に対立する平井本と烏丸本と田中本の共通本文

第一に、嵯峨本に対立する平井本と烏丸本と田中本の共通本文一二例の内、異文四例を列挙する。「〔〕」内は嵯峨本、「〔〕」内は平井本・烏丸本・田中本。傍線は異同箇所を示す。以下、同)

第二段「か、せ給つるにも」(へ)、第七段「さるゆくすゑ」(か)、第七九段「しりふる事とて」(た)、第二一七段「たのしとひせんよりは」(ひと)

第二段嵯峨本「か、せ給つるにも」(正徹本系統正徹・陽明・蓬左、烏丸第一類嵯峨)は、正徹本に一致する。字体が似する「給へる」(正徹本系統龍谷・中田・藍表紙、常縁本系統、幽齋本系統、烏丸第一類桃園・平井・第二類烏丸・近衛・第三類田中)は、龍谷本以降の多くの諸本の本文である。第七段嵯峨本「さるゆくすゑ」(常縁本系統下部(傍書「か」)、幽齋第三類天理、烏丸第一類桃園・嵯峨)は、「さかゆくすゑ」(正徹本系統、常縁本系統(下部を除く)、幽齋本系統(第三類天理を除く)、烏丸第二類烏丸・近衛)の誤写である。第七九段嵯峨本「しりふる事とて」(烏丸第一類嵯峨)は、独自異文である。「しりたる事とて」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋本系統、烏丸本系統(第一類嵯峨を除く))の意改による誤写である。第二一七段嵯峨本「たのしとひせんよりは」は、独自異文である。「たのしひと」の古活字の誤植である。

第二に、嵯峨本の漢字表記に対して平井本と烏丸本と田中本に共通する平仮名表記(清濁は異同としない。以下、同)二例を列挙する。

第一一二段「切に歎く事も」(なげ・なげ)、第二二二段「紺の布四五段にて」(たん)

第一一二段嵯峨本「切に歎く事も」(正徹本系統陽明・蓬左・藍表紙、幽齋第一類臼杵・桂宮・第三類吉田・天理・日大・梶井、烏丸第一類桃園・嵯峨)は、正徹本系統陽明文庫本・蓬左文庫本以降烏丸本系統第一類桃園文庫本・嵯峨本に至る本文である。平井本・烏丸本「なげく」・田中本「なげく」(正徹本系統正徹・龍谷・中田、常縁本系統、幽齋第一類東大・松井・御所・太宰・

第二類永青・第三類河野・大妻・静嘉・雲母、烏丸第二類烏丸・第三類田中)は、正徹本・龍谷本以降烏丸本系統第二類烏丸本・第三類田中本に至る本文である。第二二一段嵯峨本「紺の布四五段」(正徹本系統、幽齋第一類御所・第二類永青・第三類河野・大妻、烏丸第一類桃園)は、正徹本系統以降烏丸本系統第一類桃園文庫本に至る本文である。平井本・烏丸本系統第二類烏丸本・第三類田中本「たん」は、常縁本系統に一致する。幽齋本系統第一類・第三類は「端」である。

第三に、嵯峨本に対する平井本と烏丸本と田中本に共通する増字二例を列挙する。

第一四〇段「身死〔し〕て」、第二一九段「上〔の穴〕雙調」

第一四〇段嵯峨本「身死て」に対する平井本・烏丸本・田中本「身死して」(幽齋第三類日大、烏丸第二類烏丸・第三類田中)の「し」の増字は幽齋本系統第三類日大や烏丸本系統第二類・第三類の異文で、漢語調である。

「身しにて」(正徹本系統正徹・蓬左、常縁本系統、幽齋第三類河野・雲母)は和文調である。なお、幽齋本系統第一類曰杵本「身死て(振り仮名「ミシニ」)」により、正徹本系統藍表紙本、幽齋本系統第一類・同第二類・同第三類吉田本・天理本・大妻本・静嘉堂文庫本、烏丸本系統第一類桃園文庫本の「身死て」は「身しにて」と読む。ほかに「身にしみて」(正徹本系統陽明)の誤写がある。第二一九段平井本・烏丸本・田中本「の穴」の増字は烏丸本系統第二類・第三類の異文である。^(註15)

第四に、平井本と烏丸本と田中本の共通本文に対する嵯峨本の脱字三例を列挙する。

第七二段「前栽に〔石〕草木のおほき」、第一三〇段「失なり〔人に〕勝んこ」と、第二三二段「興なくてやすらかなる〔か〕・〔が〕」

第七二段嵯峨本「前栽に草木のおほき」(常縁本系統(岸上を除く)、幽齋第三類天理・日大)は、平井本・烏丸本・田中本「前栽に石草木のおほき」(正徹本系統、幽齋本系統、烏丸第一類桃園・第二類烏丸・近衛・第三類田中)の「石」を脱字した常縁本系統、幽齋本系統第三類天理本・日大本と一致する。なお、京都大学寄託奥野春枝蔵嵯峨本には、後筆補記「石」がある。

第一三〇段嵯峨本「人に」の脱字は嵯峨本の独自異文である。第二三二段嵯峨本「興なくてやすらかなる」(幽齋第一類太宰・第三類雲母、烏丸第一類桃園・嵯峨)は、平井本・烏丸本・田中本「興なくてやすらかなるか〔が〕まさりたる」(正徹本系統、常縁本系統、幽齋本系統(第一類太宰・第三類雲母を除く)、烏丸第二類烏丸・近衛・第三類田中)の主語「か」〔が〕を脱字した烏丸本系統第一類桃園文庫本の本文を承けている。

第五に、平井本と烏丸本と田中本の共通本文に対する嵯峨本の増字一例を示す。

第一九〇段「妻子といふものこそ」〔ナシ〕

第一九〇段嵯峨本「妻子といふものこそ」(烏丸第一類桃園・嵯峨)は、平井本・烏丸本・田中本「妻といふものこそ」(正徹本系統藍表紙、常縁本系統、幽齋第一類・第三類、烏丸第二類烏丸・近衛・第三類田中)に「子」を増字した烏丸本系統第一類桃園文庫本を承けている。正徹本系統、幽齋本系統第二類と第三類は「めといふものこそ」である。幽齋本系統第三類大妻本は河野本の「め」を「女」に誤写している。幽齋本系統第三類天理本

「妻女といふものこそ」は、幽齋本系統第一類「妻」に「女」を加えた独自異文である。

以上、嵯峨本に対立する平井本と烏丸本と田中本の共通本文について、①異文四例、②嵯峨本の漢字表記に対して平井本と烏丸本と田中本に共通する平仮名表記二例、③嵯峨本に対する平井本と烏丸本と田中本に共通する増字二例、④平井本と烏丸本と田中本の共通本文に対する嵯峨本の脱字三例、⑤平井本と烏丸本と田中本の共通本文に対する嵯峨本の増字一例、計五種一二例を分析した。①字体の近似による誤写の独自異文、古活字の誤植、④脱字、⑤増字など嵯峨本の欠点になる本文を平井本は持たない。ただし、③平井本と烏丸本と田中本に共通する増字は、烏丸本系統第二類・第三類の異文である。

四 嵯峨本と平井本及び烏丸本の共通本文に対立する田中本の本文

第一に、嵯峨本と平井本及び烏丸本の共通本文に対立する田中本の本文一五例の内、異文八例を列挙する。「」内は嵯峨本・平井本・烏丸本、「」内は田中本。傍線は異同箇所を示す。以下、同)

第二〇段「たゞ空の名残のみそおしき」「おかしき」、第四四段「都よりは」「つね」、第七一段「目にみゆる物も」「を」、第一〇六段「上人なをいきまきて」「(すぎ)、第二二三段「食は人の命」「(天)、第一八九段「一年のうちもかくのことし」「(事)、第二一九段「中と六とのあはひに」「(下)、第二三四段「きくもらすあたりもあれば」「(こと)」

第二〇段田中本「おかしき」は意改による誤写の独自異文である。嵯峨本・

平井本・烏丸本「おしき」(正徹本系統(藍表紙を除く)、常縁本系統、幽齋本系統(第二類永青・第三類吉田を除く)、烏丸本系統(第三類田中を除く))が文脈から的確である。他に、「惜き」(正徹本系統藍表紙)、「をしき」(幽齋第二類永青・幽齋第三類吉田)がある。第四四段田中本「つね」(烏丸第一類桃園の傍書「つね」は、独自異文である。「宮こ」(正徹本系統正徹・龍谷・陽明・中田、幽齋第三類静嘉・雲母)が古態性を示し、「都」(正徹本系統蓬左、常縁本系統常縁、幽齋第一類臼杵・桂宮・御所・幽齋第二類永青・天理・河野・大妻・静嘉、烏丸第一類嵯峨・平井・第二類烏丸・近衛)、「みやこ」(常縁本系統菊亭・卜部・岸上、幽齋第一類東大・松井・太宰、烏丸第一類桃園)、「宮古」(幽齋第三類吉田・日大)の表記が続く。第七一段田中本「めにみゆる物を(もい)」は、誤写による独自異文である。他の諸本は「も」で、前文「人のいふことも」と呼応する文脈からも的確な本文である。続く「わが心のうちも」(正徹本系統龍谷・中田・蓬左、常縁本系統(常縁を除く)、幽齋本系統(第三類静嘉・雲母を除く))は、「わか心の中に」(正徹本系統正徹・陽明、幽齋第三類静嘉・雲母)の異同がある。なお、正徹本系統藍表紙本と常縁本系統常縁本は脱文している。第一〇六段田中本「上人なをいきまきて」は、独自異文である。「いきまきて」(正徹本系統中田、常縁本系統、幽齋第三類静嘉、烏丸第一類桃園)の「め(女)」を「す(數)」に誤写したことによる。嵯峨本・平井本・烏丸本「いきまきて」(正徹本系統正徹・龍谷・陽明・蓬左、幽齋本系統(静嘉を除く)、烏丸第一類嵯峨・平井・第二類烏丸・近衛)が古態性を示す表記である。第二二三段田中本「天」(正徹本系統正徹・龍谷・中田、常縁本系統(岸上を除く)、幽齋第一類臼杵・桂宮・太宰・幽齋第二類永青・幽齋第三類(雲母を除く))は、「命」(正徹本系統陽明・蓬左・藍表紙、常縁本系統岸上、幽齋第一類東大・松井・御所・幽齋第三類雲母、烏丸第一類桃園・嵯峨・平井・烏丸第

二類烏丸・近衛)に対立する。「食は、人の天なり。」は、『壽命院抄』^(註16)に

「食ハ人ノ天也」の典拠として『帝範・務農篇』(第十)の「夫食、為人ノ天」が載る。「命」は意改と思われる。第一八九段田中本「事」(明曆刊本「事」・伝中和門院本「こと」)^(註17)は、独自異文である。中和門院は、近衛前

久女で、後水尾院の母である。元和六年(一六二〇)六月院号を宣下され、寛永七年(一六三〇)七月崩御。嵯峨本・烏丸本「うち」(正徹本系統正徹・

中田・蓬左、常縁本系統菊亭・岸上、幽齋第一類(東大・松井を除く)・幽齋第二類永青・幽齋第三類(雲母を除く)、烏丸第一類桃園・嵯峨・平井)は古態性を示し、

「内」(正徹本系統藍表紙、常縁本系統常縁、幽齋第一類桂宮・東大)とともに本来の文意を示すと思われる。「中」(正徹本系統陽明・藍表紙、幽齋第三類雲母・烏丸第二類烏丸・近衛)も「うち」と読むものと思われる。第二一九段田中本「中と下とのあはひに」(明曆刊本・伝中和門院本)^(註18)は、「六」の誤写による独自異文である。他の諸本はすべて「六」である。第二三四段田中本「きゝもらすこともあれば」は、意改による独自異文である。他の諸本は「あたり」である。

第二に、嵯峨本・平井本・烏丸本の平仮名に対して田中本の漢字表記七例を列挙する。

第三段「おとろへたる末の世」(衰)、第四一段「木のまたについて」(役)^(註19)

第六四段「ある人」(或)、第九八段「いとまある身」(暇)、第一一三段「お

ほかた」(方)、第一三四段「つたなきをしらは」(拙)、第一五〇段「道にな

つます」(泥)

田中本の漢字「衰」、「或人」、「大方」、「拙」は、意を解した妥当する漢字である。「役」は、難読漢字である。

以上、嵯峨本・平井本と烏丸本の共通本文に対立する田中本の本文について、①異文八例、②嵯峨本・平井本と烏丸本の平仮名に対する田中本の漢字表記七例、計二種一五例を列挙し、この限りにおいて、平井本は、①烏丸本系統第三類田中本の意改・誤写による独自異文や②難読漢字などの劣化した第三類の本文とは異なることを認める。

五 嵯峨本と烏丸本の共通本文に対立する平井本と田中本の共通本文

嵯峨本と烏丸本の共通本文に対立する平井本と田中本の共通本文一例を示す。「」内は嵯峨本・烏丸本、「」内は平井本・田中本。傍線は異同箇所を示す。

第八五段「かりにも賢をまなふへからす」(へし・べし)

第八五段平井本「へし」・田中本「べし」(傍書「からすい」)は意改による誤写である。他の諸本は「へからす」^(註20)である。

六 嵯峨本や烏丸本に対立する平井本・田中本の共通本文

嵯峨本や烏丸本に対立する平井本・田中本の共通本文一例を示す。「」内は嵯峨本、「」内は烏丸本、「」内は平井本・田中本。傍線は異同箇所を示す。

第三八段「譏のもと」(毀)「そしり」(そしり)

第三八段嵯峨本「譏のもと」(正徹本系統蓬左、幽齋第一類御所・幽齋第二類・幽齋第三類天理)は、幽齋本系統第一類白杵本・東大本の振り漢字の「譏」

にある。烏丸本「毀」は、烏丸光廣が校訂した独自異文である。平井本・田中本「そしり」（正徹本系統正徹・龍谷・陽明・中田、常縁本系統、幽齋第一類臼杵・桂宮・東大・松井・太宰・幽齋第三類吉田・河野・大妻・日大・静嘉・雲母、烏丸第一類桃園・烏丸第二類近衛・烏丸第三類田中）には、古態性を認める。

七 嵯峨本・平井本・烏丸本・田中本それぞれが対立する

本文

嵯峨本・平井本・烏丸本・田中本がそれぞれ対立する本文二例を列挙する。「」内は嵯峨本、「」内は平井本、「」内は烏丸本、「」内は田中本。傍線は異同箇所を示す。

第二三段「夜の儲せよ」「まうけ」「設」へまふけ、第三〇段「ふるき墓」「ふるきはか」「古墳」へ古つか

第二三段嵯峨本「夜の儲せよ」（正徹本系統蓬左、幽齋第一類臼杵・桂宮・御所・幽齋第二類・幽齋第三類天理、烏丸第一類桃園）は、烏丸本第一類桃園文庫本を承けている。平井本「まうけ」（正徹本系統正徹・龍谷・陽明・中田、常縁本系統、幽齋第一類東大・松井・太宰・幽齋第三類吉田・河野・大妻・日大・雲母）には、古態性を認める。烏丸本「設」は、烏丸光廣が校訂した独自異文である。田中本「まふけ」（幽齋第三類静嘉、烏丸第三類田中）は、幽齋本系統第三類以降の異文である。第三〇段嵯峨本「ふるき墓」（幽齋第一類御所、烏丸第一類嵯峨）・平井本「ふるきはか」（烏丸本系統平井）は、「去者日以疎 來者日以親 出郭門直視 但見丘與墳古墓犁為田、松柏摧為薪」（『文選』雜詩上、古詩十九首^{註21}）や「古墓何代人、不知姓与名、化

作路傍土、年々春草生」（『白氏文集』続古詩十首第二首^{註22}（『壽命院抄』）の典拠による校訂異文である。烏丸本「古墳」は、烏丸光廣が、同じく典拠によって校訂した独自異文である。近衛本「古き塚」（幽齋第三類静嘉）は、「ふるきつか」（正徹本系統正徹・龍谷・陽明・中田、常縁本系統、幽齋第一類東大・松井・太宰・幽齋第三類日大・雲母、烏丸第一類桃園）・「ふるき塚」（正徹本系統蓬左、幽齋第一類臼杵・桂宮・御所・幽齋第二類・幽齋第三類天理・河野）の漢字化が進んだ表記である。「古つか」（烏丸第三類田中）は、送り仮名「き」の省略による熟語化と見られる。

以上、五 嵯峨本と烏丸本の共通本文に対立する平井本と田中本の共通本文一例に平井本・田中本の意改による誤写、六 嵯峨本や烏丸本に対立する平井本・田中本の共通本文一例に平井本・田中本の平仮名に古態性を認め、七 嵯峨本・平井本・烏丸本・田中本それぞれが対立する本文二例に平井本の平仮名に古態性や典拠に基づく校訂異文を認めた。

結

『徒然草』烏丸本系統平井聖博士蔵本の性格を第一類嵯峨本・第二類烏丸本と第三類田中本の章段区分と本文異同の二面から明確にしてきた。第一項では、章段の継続は、嵯峨本（三例、前行末尾で改段不明確一例）・烏丸本（四例）と田中本（三例）に対して、平井本（二例）で、章段の細分化は平井本（二例）に少ないことを確認した。ただし、前段が末尾まで詰めてあり、改段が不明確な章段（三五例）が多い。第二項では、嵯峨本と平井本の共通本文に対立する烏丸本と田中本の共通異文三九例を九種の観点から分析し、誤写・脱字・増字など第一類（桃園文庫本・嵯峨本）と第二類（烏丸本）及び第三類（田中本）を分類する基準となる性格を確認し、第一

類嵯峨本と平井本の近似性を確認した。第三項では、嵯峨本に対立する平井本と烏丸本と田中本の共通本文一二例を五種の観点から分析し、嵯峨本の誤写・誤植、脱字・増字などの欠点になる本文を平井本は持たないことを確認した。第四項では、嵯峨本と平井本及び烏丸本の共通本文に対立する田中本の本文一五例を二種の観点から分析し、平井本は、田中本の誤写による独自異文（脱字・増字）や難読漢字などの劣化した本文とは異なる性格を認めた。第五項から七項において、平井本の平仮名に古態性を認めた。平井聖博士蔵本は、江戸初期写の烏丸本系統第一類を主とする性格である。

- 註1 齋藤 彰「徒然草烏丸本系統第二類の性格―日本大学文理学部蔵近衛信尹本と烏丸本の近似性―」（『学苑』第八七九号 平成二六年一月）参照。
- 2 齋藤 彰「徒然草烏丸本系統第三類の性格―嵯峨本・烏丸本に対する田中忠三郎蔵本の劣化性―」（『学苑』第八九一号 平成二七年一月）参照。
- 3 齋藤 彰『徒然草の研究』第一章七「烏丸本系統つれ／＼草の遡源―桃園文庫蔵室町期写本の性格―」（『風間書房 平成一〇年二月〕一二四頁参照。
- 2 「桃園文庫本と烏丸本の本文比較」の項目所収。
- 4 齋藤 彰『徒然草の研究』第一章八「烏丸光広筆つれ／＼草の性格―嵯峨本と御所本の近似性―」（『風間書房 平成一〇年二月〕一二七頁／一三五頁参照。
- 1 「烏丸光広本と嵯峨本との比較」の項目所収。
- 5 齋藤 彰「幽齋本系統つれ／＼草第三類の性格（二）―慶長初期刊雲母摺古活字本と日大本の近似性―」（『学苑』第八六七号 平成二五年一月）四〇頁・四一頁参照。
- 6 註3 一一三頁参照。
- 7 註3 一一〇頁参照。
- 8 吉沢貞人編『徒然草―つれづれ草寿命院抄―』（中部日本教育文化会 昭和五七年三月、改訂版昭和五九年三月）国立公文書館内閣文庫蔵（特二一九）の翻刻・解説、一九七頁、川瀬一馬『徒然草寿命院抄解説』（松雲堂書店 昭和六年六月）・複製参照。
- 9 竹内照夫『礼記（上）』（新釈漢文大系27 明治書院 昭和四六年四月）一一頁参照。
- 10 註8 一七五頁「則無恒産、因無恒心。」参照。
- 11 内野熊一郎『孟子』（新釈漢文大系4 明治書院 昭和三七年六月）一六六頁・一六七頁参照。
- 12 註8 二〇二頁参照。
- 13 小野沢精一『書経下』（新釈漢文大系26 明治書院 昭和六〇年四月）三七八頁参照。
- 14 註3 一一六頁参照。
- 15 註3 一一七頁参照。
- 16 註8 一四八頁参照。
- 17 高乗勲『徒然草の研究』（自治日報社 昭和四三年三月）二六一頁参照。
- 18 註17 九九八頁参照。
- 19 『大漢和辞典卷一』（大修館書店 修訂版第一刷 昭和五九年四月）六四四頁「役」（役）参照。
- 20 註17 七八一頁・七八二頁参照。
- 21 内田泉之助・網 祐次『文選（詩篇）（下）』（新釈漢文大系15 明治書院 昭和三九年二月、3版 昭和四二年九月）五六七頁参照。
- 22 註8 四九頁参照。